○国土交通省告示第五百四十一号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A0719108	平成19. 6. 22	123194	第二永祥丸

○国土交通省告示第五百四十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十六において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録講習機関から建築物調査講習の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録講習機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地

二　変更する年月日

平成二十三年五月六日

三　変更後の建築物調査講習の業務を行う事業所の所在地

東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人日本旅行業協会（登録研修機関第九号）から登録研修機関の名称及び研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十五日

観光庁長官　溝畑　宏

一　登録研修機関の名称の変更

変更前	社団法人日本旅行業協会
変更後	一般社団法人日本旅行業協会

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	社団法人日本旅行業協会本部事務局
変更後	一般社団法人日本旅行業協会本部事務局

三　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○関東地方整備局告示第二百五十九号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　被処分者

(一)　商号　ヴェロックス・パートナーズ・リミテッド

(二)　代表者氏名　ロビンソン・イアン・ポール

(三)　主たる事務所　東京都渋谷区神宮前五丁目七番二十号

(四)　登録番号　大臣（二）第〇三二八四号

(五)　登録年月日　平成二十三年一月三十一日

二　処分年月日　平成二十三年五月十七日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（三十七日間）

(一)　業務停止期間　平成二十三年六月一日から平成二十三年七月七日まで

(二)　停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

○関東地方整備局告示第二百六十号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　被処分者

(一)　商号　株式会社信陽

(二)　代表者氏名　野口　博行

(三)　主たる事務所　東京都港区東麻布二丁目二十六番二号

(四)　登録番号　大臣（一）第〇三三六二二号

(五)　登録年月日　平成二十二年一月二十七日

二　処分年月日　平成二十三年五月十七日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（四十五日間）

(一)　業務停止期間　平成二十三年六月一日から平成二十三年七月十五日まで

(二)　停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

○関東地方整備局告示第二百六十一号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　被処分者

(一)　商号　株式会社レクシオ・ライフパートナー

(二)　(一)　代表者氏名　佐藤　昌弘

(三)　主たる事務所　東京都新宿区新宿二丁目五番十号

(四)　登録番号　大臣（二）第〇三二四〇三号

(五)　登録年月日　平成二十年六月二十五日

二　処分年月日　平成二十三年五月十七日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（二十二日間）

(一)　業務停止期間　平成二十三年六月一日から平成二十三年六月二十二日まで

(二)　(一)　停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。